

令和 6 年度の精神科病院における業務従事者による 障がい者虐待の状況について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「法」という。）の改正に伴い、精神科病院における虐待の防止に関する規定が新設され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されましたので、県内における令和 6 年度の精神科病院従事者による障がい者虐待の状況について、公表します。

1 精神科病院従事者による障がい者虐待の状況

年度	相談・通報・届出件数（※）	事実確認調査を行ったもの	虐待と判断したもの	虐待ではないと判断したものの	虐待の判断に至らなかったもの
令和 6 年度	362 件	20 件	4 件	12 件	4 件

※相談・通報・届出件数には、「福岡県精神障がい者虐待通報・届出専用ダイヤル」で受電した患者からの入院中の生活相談や退院請求など（342 件）を含む。

【令和 6 年度の状況】

- 相談・通報・届出件数 362 件のうち、虐待と判断した件数 4 件
- 虐待を受けた人の性別は、男性 2 名、女性 2 名
- 虐待種別は、身体的虐待 2 件、心理的虐待 1 件、放棄・放置 1 件
- 虐待を行った業務従事者の職種は、看護師 2 名、准看護師 1 名、看護補助者 1 名

2 虐待と判断した 4 件の事案について、当該病院に対し、以下の措置を実施

【令和 6 年度の状況】

- 虐待についての通報や届出に関する、精神科病院への聞き取り
- 診療録や帳簿書類の提出・提示命令
- 保健福祉（環境）事務所職員による、診療録や帳簿書類の検査
- 保健福祉（環境）事務所職員による、入院患者や関係者への聞き取り
- 虐待防止に関する改善計画の提出指示

3 精神科病院従事者による障がい者虐待防止のための県の取組

- 改正された精神保健福祉法施行前に、精神科病院の管理者等を対象に説明会を開催し、精神科病院における虐待の防止に関する改正法の説明や虐待防止の取組を要請。
- 「福岡県精神障がい者虐待通報・届出専用ダイヤル」を設置し、精神科病院内への電話番号の掲示について要請。また、県ホームページを通して県民に周知。
- 保健福祉（環境）事務所が実施する精神科病院への実地指導において、虐待防止の取組を確認し、必要な指導を実施。
- 精神科病院の管理者等を対象に研修会を開催し、虐待通報対応事例の説明や取組に関する意見交換を実施。
- 通報等受け、精神科病院に事実確認調査を行う保健福祉（環境）事務所職員を対象に、病院への調査や改善指導等に関する研修会を実施。

**令和6年度の精神科病院における業務従事者による
障がい者虐待の状況について（補足資料）**

1 精神科病院従事者による障がい者虐待の状況

(1) 相談・通報・届出件数

相談・通報・届出件数	事実確認調査を行ったもの	虐待と判断したもの	虐待ではないと判断したもの	虐待の判断に至らなかったもの
362件	20件	4件	12件	4件

【内訳】

	事実確認調査を行ったもの	虐待と判断したもの	虐待ではないと判断したもの	虐待の判断に至らなかったもの
通報・相談件数（※1）	14件	4件	6件	4件
34件				
届出・相談件数（※2）	6件	0件	6件	0件
328件				

※1 通報・相談件数とは、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者からの通報又は相談件数

※2 届出・相談件数とは、虐待を受けた障がい者本人からの届出又は相談件数

(2) 虐待と判断した事案の概要

項目 \ 事案	1	2	3	4
被虐待者の状況	男性1名	女性1名	女性1名	男性1名
虐待の種別	身体的虐待	放置・放棄	心理的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	看護師1名	准看護師1名	看護師1名	看護補助者1名
県が行った措置	病院に対する指導、改善計画の提出	病院に対する指導、改善計画の提出	病院に対する指導、改善計画の提出	病院に対する指導、改善計画の提出
虐待の内容	ズボンで患者を殴打した後、患者の足を踏んだ。	車椅子に乗った自走できない患者を、病室外の消灯された部屋に放置した。	患者に怒鳴り声で、暴言を吐いた。	患者を椅子から床に倒し、病室まで引き摺って移動させた。